

リ ス ク 説 明

(金融商品取引契約の概要)

お客様が取得される匿名組合出資持分は当社が行う貸付事業に運用されます。お客様と当社との間で締結する匿名組合契約は、お客様が出資した金銭を原資として、当社が、借入人との間で金銭消費貸借契約を締結して金員を貸し付け、当該貸付についての元本返済金及び利息の支払をお客様に分配することを内容とした契約です。

(本契約による損失のリスク)

お客様と当社との間で締結する匿名組合契約は、当社が行う貸付事業へ出資していただくものであり、元本が保証されているものではありません。お客様の出資金について、当社及び借入人の信用状況等により損失が発生する恐れがありますので十分ご注意ください。

(借入人の返済が滞った場合等のリスク)

お客さまは、当社が借入人に対し、金銭を貸付ける事業に対して出資することとなります。そして、借入人から当社に対する貸付金の返済及び利息の支払いの一部が、当社からお客さまへの出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。従いまして、借入人からの返済が滞ったり、借入人の信用状況が悪化したりする等により、お客さまが出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(保証人の信用状況が悪化した場合のリスク)

ファンドによっては対象債権に対して保証人による連帯保証が差し入れられている場合があります。しかし、保証人の信用状況が悪化する等により、お客さまの出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(担保資産の価値の下落等のリスク)

ファンドの対象債権の大部分に対して不動産等の担保を取得します。当社は貸付実行前にこうした担保の価値を評価し、対象債権が保全されるよう努めますが、貸付実行後の担保価値の低下や借入人の信用力の低下等により、貸付債権が全額担保されない状況となった場合、お客さまの出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(当社の信用状況の悪化のリスク)

お客さまから送金していただきます預託金は、当社の分別管理専用銀行預金口座に入金された時点で当社の財産となります。従いまして、当社の信用状況が悪化した場合には、お客さまに対して預託金及び匿名組合契約に基づく出資金（以下「出資金等」といいます。）の全額を返還することができなくなり、その結果として、お客さまの出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(税法の改正によるリスク)

本営業に関連する税法の規定又はその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

(法制度の改正によるリスク)

本営業の遂行に影響を与える法制度が改正される可能性があり、その場合、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(社会情勢等の悪化に伴うリスク)

金融市場の混乱、当社その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。